様式第7号(第35条関係)

第一面

第　　号
所　属　庁

職　名
氏　名

年　　月　　日生

医師免許番号

所属庁

じん肺診査医の証

印

令和　　年　　月　　日発行

第二面

じん肺法(抄)

(じん肺診査医の権限)

第40条　じん肺診査医は、前条第2項又は第3項の規定による職務を行うため必要があるときは、その必要の限度において、粉じん作業を行う事業場に立ち入り、労働者その他の関係者に質問し、又はエックス線写真若しくは診療録その他の物件を検査することができる。

2　前項の規定により立入検査をするじん肺診査医は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三面

〔参考〕

(じん肺診査医)

第39条　(第1項　略)

2　中央じん肺診査医は、この法律の規定によるじん肺の診断又は審査及びこれらに関する事務を行うものとする。

3　地方じん肺診査医は、この法律の規定によるじん肺の診断又は審査及びこれらに関する事務を行うほか、第21条第4項の規定による指示に関する事務に参画するものとする。

(第4項及び第5項　略)

第四面

(余白)

(縦7.0センチメートル、横11.0センチメートル)